

令和 5 年 6 月 17 日現在

機関番号：12101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01413

研究課題名（和文）地理的表示制度における『結びつき』の意義の再検討と、工芸品等の保護の是非

研究課題名（英文）The link to origin in natural factors or human factors: Can the GI scheme protect handicrafts and industrial products?

研究代表者

荒木 雅也（Araki, Masaya）

茨城大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：90451666

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本の地理的表示法の適用範囲を、工芸品や工業製品などに拡張することの是非について検討している。さらに、本研究は加工食品の特質にも着目している。加工食品と工芸品・工業製品は類似する特質をもっていると考えられる。加工食品と工芸品は、多くの場合、自然的要因というより、社会的評価、ノウハウ、スキル、歴史などによって、その地理的原産地との結びつきが見いだされる。こうした見地から、本研究は、アジアと欧州諸国の国内法令を調査対象とし、また、これらの国々の地理的表示法によって保護されている工芸品と加工食品の製品明細書を分析対象としている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国で地理的表示として登録を受けた産地名称が諸外国において十分には保護されていない。こうした状況に備えて、アジア諸国との間で地理的表示の相互保護を早期に実現することが望まれる。また、我が国の地理的表示制度では、加工食品の登録件数が著しく少ないが、こうした状況を改善することが望まれる。EUの法運用とその基礎となる法理論を研究することは、以上の課題に対処するために大きな意味を持っている。そこで、本研究では、地理的表示の中核的な保護要件である「結びつき」（生産地と特性との間の相関関係）のとりえ方について基礎的な研究を行うことを目的とした。

研究成果の概要（英文）：This study examines the propriety of extending the Japanese geographical indication law to the protection of non-agricultural products such as handicrafts and industrial products. Moreover this study highlights features of processed foods. In my view processed foods and handicrafts have comparable features. They are often linked to their origin by reputation, know how, skill and history not by natural factors. For these point of view this study assesses the national rules of Asian and European countries, and analyses the specifications of handicrafts and processed foods protected by geographical indications laws of these countries.

研究分野：法学

キーワード：地理的表示 結びつき 工芸品 テロワール 社会的評価 品質中立主義

## 1. 研究開始当初の背景

元来 EU の地理的表示制度では、工芸品や工業製品は保護対象とされていない。欧州では、工芸品・工業製品を保護対象とすべきことについて、かなり以前から、少数の学者が問題提起を行うことはあったが、今日のように大きな関心を集めるようになったのは、欧州委員会が 2011 年ごろにこの問題についての検討を開始してからのことである。

本研究の開始時点において EU は保護拡大に積極的であり、欧州議会も 2015 年に、工芸品・工業製品を地理的表示制度の保護対象とすべきことを提言している(なお、本研究開始後の 2022 年 4 月には、欧州委員会は工芸品・工業製品を保護対象とする地理的表示制度を創設することを目的とする法案を公表し、同法案は欧州議会に上程された)。

他方、地理的表示制度を EU から継受したと言ってよい我が国もまた、工芸品・工業製品を保護対象とはしておらず、EU と同じく、飲食品と農林水産物を保護対象としている。しかしながら、EU ほどには他国との間の地理的表示の相互保護が実現していないことと、EU に比して加工食品の登録件数が著しく少ないことが、我が国の制度の問題点として指摘される状況にあった。

## 2. 研究の目的

第一に、我が国で地理的表示として登録を受けた産地名称(神戸ビーフなど)が諸外国において普通名称化しつつある。また、こうした産地名称が世界各地で剽窃されるという事態が頻発している。こうした状況に対処するためには、特に、アジア諸国との間で地理的表示の相互保護を早期に実現することが望まれるが、制度の相違がその障害になるかもしれない。

こうした見地からは、工芸品・工業製品を我が国地理的表示法の保護対象とすることが、近い将来において、重要な政策課題となると考えらる。

第二に、我が国の地理的表示制度におけるその他の深刻な問題は、加工食品の登録件数が著しく少ないことにある(我が国では加工食品が登録件数全体に占める割合は 2 割程度、EU では半数程度である)。こうした状況を改善するためには、EU の法運用とその基礎となる法理論を研究する必要がある。

以上の問題意識から、本研究では、特に、「結びつき」、すなわち、地理的表示の中核的な保護要件である、生産地と特性との間の相関関係のとらえ方について基礎的な研究を行うことを目的とした。

## 3. 研究の方法

EU とアジア諸国との間の地理的表示の相互保護のための交渉については、実態を把握するうえでは研究論文だけでは十分ではないために、新聞を基礎的な資料とした。

内外の登録地理的表示につき、結びつきがどのように認定されているかを確認するために、登録地理的表示の明細書を研究資料とした。特に、地理的表示登録された EU の加工食品(パンなど)の明細書を多数、研究対象とした。

また、我が国の代表的な地理的表示登録された加工品である八丁味噌については、登録に対する関係者間の紛争が生じているが、一連の紛争については、行政不服審査会答申、第三者委員会(農林水産省に設置)報告書、東京地裁判決、高裁判決などを資料として用いている。

## 4. 研究成果

### (1) 欧州・アジア諸国の制度(工芸品・工業製品に関する保護)

#### 欧州

フランスとポルトガルは EU 加盟国であるが、独自に国内法レベルで地理的表示制度を設けているところ、両国の制度は、工芸品や工業製品一般を保護対象としている。

フランスでは、2014 年の法改正により、フランス知的財産法に「工業製品及び手工芸品を保護する地理的表示」保護のための条項が付加された(同法第 2 編「原産地名」第 1 章「総則」第 2 節)。

フランスにおいては、結びつきの 1 要素として、「品質」、「社会的評価」と並び、「伝統的知識」(ノウハウなど)が明記されている(フランス知的財産法 712 条の 7 第 4 項)。このことにつき、結びつきの 1 要素として生産方法を明示した法令はフランス法が初めてであり、この定めは、主に人的要因によって結びつきが肯定される工芸品・工業製品の地理的表示保護を促すもの、という論評がある。なお、フランスでは、たとえば種々の石材(「ペルピニャンの花崗岩/Granit

de Perpignan」,「ブルターニュの花崗岩/Granit de Bretagne」,「ブルゴーニュの石/Pierre de Bourgogne」など)が地理的表示登録されている。

ポルトガルでは、1940年からポルトガル産業財産法の下で地理的表示を保護しているが、フランスとは異なり、すべての産物が1つの地理的表示概念のもとで保護対象となる。

## アジア

インド…インドの地理的表示法は、同法の保護対象となる産物につき次のように定義している。「すべての農産物、天然物又は製造品、或いは手工芸又は工業商品を意味し、食品を含む」(商品地理的表示法 2 条(1)(f))。

加えて、同法の手続きを定める規則には、地理的表示登録される産物の商品分類が付されているところ、この分類には、自動車やコンピューターも含まれている。この点につき、日本国際知的財産保護協会の研究は、自動車や IT 機器が地理的表示の保護対象となる可能性を示唆するものと分析している。

中国…中国には地理的表示について定める法令が複数あるが、それら法令から形成される制度にあつては、保護対象産物の種類には限定がなく、工芸品・工業製品も対象となる。

韓国…地理的表示について定める法令 2 つのうち、1 つは、工芸品・工業製品を保護対象としている。

インドネシア…工芸品・工業製品の他、「天然物」が保護対象となる。メロス・コンサルティング(在京シンクタンク)によれば、「天然物とは、動植物及び微生物のような生物的要素のみに限らず、石油、天然ガス、鉱物各種、水及び土のような非生物的要素も含む。また、工業製品とは、中部ジャワ織やシッカ織のような原料を製品に変質させる人間の活動の産物を意味する」。

タイ…メロス・コンサルティングによれば、「天然物であれ、農産物であれ、販売・交換・譲渡が可能な動産」が保護対象であり、「手工芸品、工業製品を含む」。2020年1月時点で、登録地理的表示は118件のうち、14件が手工芸品(陶磁器、真珠等)である。

マレーシア…天然物、農産物、工芸品、工業製品が保護対象。

以上により、アジア諸国の多くは工業製品を保護対象に含めていると言ってよい。

## (2)EU との相互保護

インドとの間で、地理的表示に関する考え方の違いが交渉の障害となった。

EU とインドとの間では 2007 年に FTA (Free Trade Agreement, 自由貿易協定) 締結交渉が始まったが、2013 年に中断された。当時の FTA 締結交渉では、地理的表示の相互保護についても討議されたが、暗礁に乗り上げたようである。

その最大の理由は、EU の制度では、工芸品・工業製品は保護対象でないことに対し、インドの制度では、これらが保護対象となっていることであつた。こうした制度の違いを背景に、EU 側はインドに対して数百に及ぶ飲食料品の名称保護を要求したのに対して、インド側は飲食料品のみならず工芸品の名称保護を要求した。

インド側関係者は、2007 年のインタビューで、「カンジーヴァラムのサリー/Kanjevaram Sarees」や「コールハープルの革製サンダル/Kolhapuri Chappals」といった産物を挙げて、これらについての EU における保護を確保しなければならないと明言している。

インド側はまた、EU の制度が工芸品・工業製品を保護対象外としていることを問題視しており、EU に対し、これらの産物を保護対象とするよう制度の改正を迫る腹積もりであつたようである。

こうした事情もあり、近年の EU では、EU の地理的表示制度を改正し工芸品・工業製品を保護対象とすることが、域外国との相互保護を進める上でも得策であるという声が強まっている。

たとえば、欧州議会は 2015 年に、工芸品・工業製品を地理的表示制度の保護対象とすべきことを提言している。加えて、2022 年 4 月 13 日に欧州委員会が工芸品・工業製品のための地理的表示制度を創設することを目的とする法案を公表している。現時点で、欧州委員会は、この制度の 2024 年 1 月からの発足を予定しており、法案は今後、閣僚理事会と欧州議会で審議されることになる。

## (3)結びつきについての考え方

地理的表示の主な保護要件は、「品質」や「社会的評価」などの「特性」が、生産地に起因するものであることである。そして、かかる結びつきは、より具体的には、産物の特性と、生産地の自然的要因、生産地の人的要因との間の相関関係のことを意味する。

自然的要因とは自然環境一般を指す。人的要因とは、生産地にある程度古くから根付いているノウハウなどであって、生産地において共有されているものを指す。その他、生産地における歴史的要素（産物と生産地の歴史や文化。これらを示す史料・伝承など）などをも含意するという見方もある。

との関係については、との双方を必要とするか、のいずれかのみでもよいかについては、議論がある。

この点につき、EU やインドでは、農産物や飲食料品についても、を欠く場合であっても、を介して生産地と結び付けられる場合、地理的表示として保護されることがあり得る。

まず、EU では、現時点では、の存在のみが肯定される場合であっても、地理的表示として保護することが可能であるか否かについて欧州司法裁判所の司法判断は無いが、欧州委員会はこれを容認しており、こうした場合でも登録された例がみられる。

たとえば、2018年12月31日時点で地理的表示登録されていたパン類（EUの商品分類の2.4類）75種のうち、を挙げて結び付きを説明する明細書は、僅かに8件にとどまる。については、伝統的生産方法の他、歴史的要素を挙げて説明するものが多いが、70件は、歴史的要素に言及し、53件は伝統的生産方法に言及している。

次に、インドについては、たとえばインド産リキュールの地理的表示である「フェニ/Feni」の明細書では、その結びつきは、専ら地元生産者のノウハウという人的要因に依拠しており、自然的要因は重視されていない。

さて、このような考え方は、工芸品・工業製品の保護と親和的である。工芸品・工業製品は、ノウハウやスキルのような人的要因を介して、一定の地域と結びつくことが通例であり、自然的要因との結び付きは希薄であることが多いからである。

(4)我が国は、保護範囲を拡大すべきか？ 工芸品・工業製品を保護対象に加えるべきか？

今後我が国が、他国との間で地理的表示の相互保護を進めようとするときに、工芸品・工業製品を保護対象としていないことが障害の1つになるかもしれない。インドの以前のEUに対する態度を思えば、我が国がインドに地理的表示の相互保護を持ちかけても拒否されるであろうと想像される。よって我が国もいずれ、工芸品・工業製品を地理的表示制度の保護対象とすることの是非について検討すべき時が来るであろう。ただ、当面は、ひとまずは加工食品の登録に親和的な法運用（社会的評価と人的要因を重視する法運用）を定着させることが優先課題であろうと考える。

ところで我が国においてもこうした法運用が見られないわけではない。近年「八丁味噌」につき、行政不服審査会、第三者委員会（農林水産省設置）、東京地裁、東京高裁などで登録の是非が議論された。これらの各判断において、八丁味噌がおおむね社会的評価と人的要因によって結び付きの存在が肯定されるという見方が承認されたと考えられる。こうした法運用により、今後において、加工食品の登録件数を増やすことが期待される。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 荒木雅也	4. 巻 57巻11号
2. 論文標題 地理的表示（GI）登録を目指す上で考えるべきこと 茨城県の干し芋を題材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 技術と普及	6. 最初と最後の頁 19-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荒木雅也	4. 巻 67巻7号
2. 論文標題 地域ブランド保護の見地から地名について考える	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 地理	6. 最初と最後の頁 79 85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荒木雅也	4. 巻 2
2. 論文標題 自然的要因又は人的要因との結び付き 地理的表示制度は手工芸品と工業製品を 保護対象とすることができるか？	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 茨城大学人文社会科学部紀要 人文社会科学論集	6. 最初と最後の頁 207 218
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 荒木雅也
2. 発表標題 和牛と地理的表示
3. 学会等名 明治大学 農業知財研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 荒木雅也	4. 発行年 2021年
2. 出版社 尚学社	5. 総ページ数 251
3. 書名 地理的表示法制の研究	

1. 著者名 荒木雅也	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 254
3. 書名 地理的表示と日本の地域ブランドの将来	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------